

購入商品安心保険(動産総合保険) ショッピングの安心をサポート

▶ 購入商品安心保険(動産総合保険)の概要◀

カードで買った商品が万一壊れたり、盗まれたりしても大丈夫。
購入90日以内なら年間最高50万円まで補償いたします。

保険の概要	ポケットカードでの購入品をご購入日から90日以内の偶然な事故の際に補償します。
保険の対象	会員がポケットカードを利用してご購入された商品
補償の対象となる場合	さまざまな事故(注1)によって保険の対象に生じた損害をお支払いの対象になります。 (注1)別途定める免責事由に該当する事故を除きます。(「補償の対象とならない主な場合」をご参照ください)
たとえば、次のような損害が対象となります。 ①火災・落雷・破裂・発電によって生じた損害 ②台風・せん風・暴風・暴風雨・突風などの風および雹(ひょう)によって生じた損害 ③航空機による損害 ④航空機の下落・車両・船舶などの衝突によって生じた損害 ⑤盗難によって生じた損害 ⑥いたずらによって生じた損害 ⑦衝突・脱線・転覆などの輸送中の事故によって生じた損害 ⑧水没によって生じた損害 ⑨上記①～⑧以外の不測かつ突然的な事故(破損・落損等)	
年間支払限度額	1年間(注2)の支払限度額50万円(1事故につき免責金額3,000円となります。) (注2)引受け保険会社所定の計算期間によります。
補償の対象とならない主な場合	①補償対象商品の所有者の故意または重大な過失によって生じた損害 ②補償対象商品の所有者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ③戦争、その他の戦乱、または、地震、噴火またはこれらによる火災によって生じた損害 ④差押え、徴収、没収、強制執行など国または公共機関の公権力の行使によって生じた損害 ⑤原子力または放射能汚染によって生じた損害 ⑥補償対象商品の故意の、自然の消滅・消耗・劣化、使用による品質もしくは機能の低下、性質による発火・発電・蒸れ・腐敗・さび・かび・変質・変色その他のこれらに類似の事由またはねずみ食い・虫食いによって生じた損害 ⑦置き忘れたまま紛失によって生じた事故、詐欺、横領にかかったことによる損害 ⑧外來の事故に直接起因しない補償対象商品の電気的・機械的事故によって生じた損害 ⑨補償対象商品に対する修理、清掃などの作業中に生じた技術的・操作による損害 ⑩旅館・旅館の部屋などの水火災によって生じた損害 ⑪補償対象商品加工をほどこした場合、加工着手後に生じた損害 ⑫管球類に單独で生じた損害、補償対象商品の直接関係ない外形上の損害 ⑬補償対象商品である楽器の弦の切断、打皮の破損または首音もしくは音質の変化によって生じた損害 ⑭異物の混入、純度の低下、質の低下等の損害 ⑮すり傷、しみ、よれ等の单なる外形上の損害 ⑯温度、湿度の変化または空調の乾燥、酸素の欠陥によって生じた損害 ⑰補償対象商品について、使用方法を誤ったことにより生じた損害 ⑱カード会員規定に違反した場合の損害
補償の対象とならない主な商品	①船舶(ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含む)、航空機、自動車、原動機付自転車、自動二輪車、雪上オートバイ、カードおよびこれらのおもてなし品 ②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジオコントロール機型その他これらに類するものおよびこれらの附属品 ③自動車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジオコントロール機型その他これらに類するものおよびこれらの附属品 ④義歯、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器その他これらに類するもの ⑤動物および植物等の生物 ⑥現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいう)、旅行者用小切手およびあらゆる各種類のチケット ⑦食料品 ⑧稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの ⑨不動産および動産に準ずるもの ⑩会員が從事する職業上の商品となるもの ⑪書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類するもの ⑫テープ、カード、ディスク、ドライブ等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するものなど

*上記の内容は、概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受け保険会社までお問い合わせください。

■ 保険金請求に必要な書類一覧

保険金のご請求には下記の書類が必要となります。
下記で必要な書類をご確認の上、ご提出ください。

	火災事故	盗難事故	破損汚損事故	その他事故
保険金請求書	○	○	○	○
クレジットカードコピー	○	○	○	○
罹災および盗難届出証明書	○	○		
修理費請求書または見積書	○		○	○
クレジット売上票(お客様控)	○	○	○	○
写真	○	○	○	○
その他の関係書類	○	○	○	○

(1)○印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要な書類
(2)全損の場合は、修理不能証明書および現物をご提出ください。
(3)上記書類はコピーしたものでは、認められません。

(4)免責金額3,000円

【補足説明】

■全損とは、損害品が修理不能または修理金額が損害品の購入額を上回る場合のことです。
(支払保険金は50万円または購入価格のいずれか低い額が上限となります)

■クレジット売上票で損害品の確定ができない場合(まとめ買等)は、購入時ににおいて損害品が確認できる資料(レシート等)をご提出ください。

■本契約は購入商品付帯動産総合保険特約書を締結した動産総合保険です。



海外旅行中に
ケガをした



現地で病気になつた

傷害死亡・後遺障害保険金
(保険金額 2,000万円)

傷害治療費用保険金
(保険金額 200万円)

旅行中のケガで医師の治療を受けた時、偶然の事故による死亡や後遺障害が発生した時



ショッピング中に、
あやまつて商品を
こわした

個人賠償責任危険保険金
(保険金額 2,000万円)

旅行中に発生した偶然の事故で他人にケガをさせたり、商品を壊したりしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った時



身のまわり品が
盗難にあった

携行品損害保険金
(保険金額 20万円)

【免責金額1事故3,000円】

旅行中に身のまわり品が盗まれたり、事故によって壊れたりした時

ポケットカード株式会社

東京都港区芝公園1-1-1 住友不動産御成門タワー
0570-064-373 [携帯電話から] ●携帯電話以外からおかけになる場合は
※PHS除く 0120-12-9255
(受付時間 9:00～17:30) ※年始休業

取扱代理店
引受け保険会社

ポケットカード株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ポケットカード事故受付デスク
0120-024-839

このパンフレットは動産総合保険、海外・国内旅行保険の概要を説明したものです。詳しくは普通保険契約・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受け保険会社までお問い合わせください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受け保険会社にお問い合わせください。

カード会員の皆様へ 保険ガイド

ポケットカードには
「旅の安心」もセットされています



海外旅行
傷害保険

国内旅行
傷害保険

購入商品
安心保険

保険対象カード▶ ポケットカードシルバー、弊社発行の
指定カードを示します

